

用途地域内の建物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 × 地区計画での制限 ①、②、③、④、⑤、▲、△面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	住宅地区	沿道複合地区	第二種住居地域	商業地区	準住居地域	沿道商業地区	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	工業地区	備考	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	■	①	②	③	○	○	○	○	○	○	①	○	○	○	○	④	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。	
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、 500㎡以下のもの	■		②	③	○	○	○	○	○	○	⑤	○	○	○	○	④	④	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■			③	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	④	④	③ 2階以下。	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■				○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	④	④	④ 物品販売店舗、飲食店を除く。	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	■						○	○	○	○		○	○	○	○	④	④	⑤ 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下	
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの	■											○	○	○					
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	■			▲	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下	
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、 500㎡以下のもの	■			▲	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■			▲	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■				○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	■							○	○	○		○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館		■	■	■		▲	×	▲	○	○	○		○	○	○				▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ホーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	■	■	■		▲	×	▲	○	○	○		○	○	○				▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等	■	■	■					▲	▲	▲	▲		○	○	○	▲	▲	▲ 10,000㎡以下	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	■	■	■	■				▲	×	▲	×		○	○	○	▲		▲ 10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	■	■	■	■						▲	▲		○	○	○			▲ 客席200㎡未満	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	■	■	■	■									○	▲				▲ 個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	大学、高等専門学校、専修学校等	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○				
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	病院	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					
	公衆浴場	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○		▲	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下	
工場・倉庫等	自動車教習所	■	■	■	■	▲	▲	▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	単独車庫(附属車庫を除く)	■	■	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○			○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車車庫 ①、②、③については、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	③	③	○	○	①							① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	倉庫業倉庫	■	■	■	■					○			○	○	○	○	○	○		
	畜舎(15㎡を超えるもの)	■	■	■	■	▲	×	×	○	×	×		○	○	○	○	○	×	▲ 3,000㎡以下 ※15㎡以下も建築不可	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	■	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	▲ 2階以下かつ原動機の出力が0.75Kw以下 △ 上記に加え農産物の製造、加工に限る	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	■	■	■	■	①	①	①	①	①	①	③	②	②	○	○	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が150㎡以下 ③ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するもの	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	■	■	■	■									②	②	○	○	○		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	■	■	■	■											○	○	○		
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	■	■												○	×		
倉庫等	自動車修理工場	■	■	■	■	①	①	①	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	■	■	■	①	②	②	②	○	○	○			○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下
		量が少ない施設	■	■	■	■									○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下
		量がやや多い施設	■	■	■	■										○	○	○	○	
		量が多い施設	■	■	■	■											○	○	▲	▲ 国道294号、市道2790号線から30m以上の隔離距離をとる

注)本表は、すべての制限について掲載したものではありません。